

親権者変更

監護状況 変化に対応



民法4条は年齢二十歳をもって、成年とすると規定しています。成年に達しない子は、父母の親権に服し、親権は父母の婚姻中は、父母が共同して行うとされています（民法818条）。

親権とは子の監護・教育に関する権利・義務をいい、財産管理権と身上監護権を内容とします。親権はその本質上常に子の利益のためにのみ行使されなければなりません（同820条）。

父母が協議上の離婚をするときは父母の一方を親権者と定めなければならない（同819条①）、裁判上の離婚をするときは裁判所が父母の一方を親権者と定めます（同819条②）。親権者と監護権者とが同一人であるとは限らず、身上監護権のみを分離して親権者でない方の父または母に帰属させることがあります（同766条①、②）。

子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができます（同819条⑥）。親権者変更は親権者指定と異なり、父母の合意があっても必ず裁判所の手続（調停または審判）を要します。

親権者変更の可否の判断においては子の意思、監護の継続性、母親優先の原則のほか様々な事情が考慮されますが、養育環境をみだりに変更することは子の人格形成上好ましくないことから、裁判所はそれまでの監護を継続させる判断をする傾向にあります。

親権者である未成年者の母が、未成年者と生活拠点を異にするに至り、未成年者の母の姉を中心とする親族が未成年者を監護している状況で未成年者の父が申し立てた親権者変更につき、裁判所は、未成年者と母との関係が良好でなく母の親族との同居を望む未成年者の意思や、これまでの母の親族による監護の状況、監護の環境を考慮して、父に親権者変更を認めながら未成年者母の親族が監護する状況を継続させた事例があります（東京家審平成26・2・12）。

親権者である父または母の死亡により親権を行う者がいなくなっても、未成年後見が開始し（同838条1号）、未成年後見人が監護養育、財産管理などを行うので、当然に生存している父または母に親権が移ることはありません。判例は、この場合でも子の福祉に沿うときは民法819条6項を準用して生存している父または母に親権者を変更することができるとしています。